

競争参加者の資格に関する公示

北海道防衛局管内（５）航空測量等調査に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

令和６年１月２３日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 宮崎 順
(公印省略)

- 1 業務名 北海道防衛局管内（５）航空測量等調査
- 2 業務場所 北海道防衛局管内
- 3 業務概要 本業務の概要は以下のとおり。
 - 【千歳基地ほか５２地区】
 - ・空中写真測量 約８４km²
 - ・航空レーザ測量 約８４km²
 - ・既設構造物調査 一式
 - 【鬼志別演習場ほか１地区】
 - ・地形測量 一式
 - ・既設構造物調査 一式
- 4 履行期限 令和８年６月３０日まで
ただし、「函館基地隊本部、函館基地隊分室、松前警備所、松前局舎以外」の業務は令和８年３月１９日までとする。
- 5 競争参加資格審査申請書の交付
 - (1) 交付期間 入札公告日から開札の日の前日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。（正午から午後１時までの間を除く。）ただし、最終日は正午までとする。
 - (2) 交付場所
〒０６０－００４２ 北海道札幌市中央区大通西１２丁目 札幌第３合同庁舎
北海道防衛局総務部契約課
電話０１１－２７２－７５１３
FAX ０１１－２８０－０３５１
Email keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp
 - (3) その他 共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
- 6 申請書の提出期限等
 - (1) 提出期間 入札公告日から令和６年２月１９日まで（行政機関の休日を除く。）の

毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。
最終日は正午まで。

(2) 提出場所 上記5(2)に同じ。

(3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出すること。

ア 防衛省における令和5・6年度の測量・建設コンサルタント等競争参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)申請書提出要領に示す測量等実態調査書、技術者経歴書、営業所一覧表、納税証明書(その3)の写し、登録事項証明書、財務諸表及び防衛省整備計画局施設課長より通知された「資格審査結果通知書」の写し。

イ 共同体協定書の写し。

ウ 下記7(2)アの要件を満たすことを判断できる業務の施工実績を記載した書類(申請書とともに交付する様式により作成したものに限り。ただし、当該様式は、当該業務の「入札公告(建築のためのサービスその他の技術的サービス建設工事を除く。))」(令和6年1月23日支出負担行為担当官北海道防衛局長)に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第3と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。)

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、令和6年1月23日以降、当該業務に係る開札の時まで(行政機関の休日を除く。)随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7 共同体としての資格

(1) 共同体の構成

共同体の構成は、次の条件を満たす組合せとする。

ア 防衛省競争参加資格のうち、「測量」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望している者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)

イ 代表者は、防衛省参加資格の「測量」において「A」の格付けであること。

また、共同体の代表者以外の構成員も、「測量」において「A」の格付けであること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北海道防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号.28.3.31)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

共同体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 共同体の代表者は、平成25年度以降入札公告日までに、元請けとして、国、

特殊法人等又は地方公共団体が発注した、国内における航空測量調査業務の実績を有すること（共同体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

ただし、共同体の代表者以外の構成員は、平成25年度以降入札公告日までに、元請けとして、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した、国内における現地測量業務の実績を有すること（共同体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

イ 測量法に基づく測量業者としての登録を有すること。

ウ 測量士の資格を有するものを配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、測量に係る施工能力が大きいと認められる者とする。

また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む共同体も上記6により申請することができる。

この場合、上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに共同体として資格の審査が終了していないとき又は上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該業務の開札までに上記7(1)ア及びイにする構成員の要件を得ていないときは、共同体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。

ただし、当該業務の受注者以外の者であっては、当該業務の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

(1) 共同体の名称は、「北海道防衛局管内（5）航空測量等調査〇〇〇・〇〇〇共同体」とする。

(2) 当該業務に係る競争に参加するためには、開札の時において、共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス建設工事を除く。）」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。